

いわゆる「デートDV」防止に関する 文部科学省の取組について

令和2年11月19日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

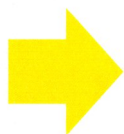
文部科学省におけるいわゆる「デートDV」防止に関する取組

- 文部科学省においてはこれまで、児童生徒等に対する生命の尊さに関する教育や人権教育、教職員等を対象にした研修機会の充実等を実施。
- また、内閣府と共同で啓発資料の作成や「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」についての周知等を実施。
- 性暴力・性被害の根絶を求める社会的気運の高まりを受け、本年6月に「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」を政府として策定（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）。
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、いわゆる「デートDV」を含めた性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、**子供の発達段階に配慮した教育**を充実。
- 内閣府と共同で、分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、指導の手引等の作成に向けて調査研究を実施。

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の 特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- ②⑤ **「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」**ことを教える教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。
 - 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
 - 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
 - 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
 - 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知
 - 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導の実施
- ②⑥ 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。文部科学省から教育委員会や高等教育機関等への周知。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施。
- ②⑦ 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- ②⑧ 大学等におけるセクハラや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修の促進

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防（2）

- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分 ※保育士への同様の対応を検討
 - ②9 懲戒免職（原則）や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導
 - ③0 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討
 - ③1 「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識の醸成が大切。令和2年の「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12-25）において、「性暴力」をテーマとして、広報啓発を実施。
 - ③2 令和3年から、毎年4月を、若年層の性暴力被害予防のための月間とし、啓発を徹底。（AVJK問題の更なる啓発、レイプドラッグの問題など若年層の様々な性暴力の予防啓発。性暴力被害に関する相談先の周知。周りからの声掛けの必要性などの啓発。）
 - ③3 保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等の啓発時の性被害防止についての啓発
 - ③4 SNS利用に起因する中高生などの子供の性被害を防止するため、SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発を実施。

方針の確実な実行

- 本年7月を目途に、具体的な実施の方法や期限などの工程を作成。
- 毎年4月を目途に進捗状況や今後の取組についてフォローアップを実施。
- ③5 性暴力の実態把握（若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、障害者の性暴力被害の実態把握のための取組の検討）



現状・課題

- 子供たちが性犯罪被害に遭う機会が増加。さらに生命、身体、財産等を侵害する度体が高い**重要犯罪が急増**。
 - ・児童ポルノ事件の検挙件数は年々増加し、平成30年は3,097件で過去最多
 - ・SNSに起因する児童買春・児童ポルノ被害児童は令和元年度は過去最多（**H26：618件 → R1：1,099件**）
 - ・SNSに起因する**重要犯罪のうち、強制性交等、略取誘拐、強制わいせつ**は5年前と比べおよそ3倍に増加（**H26：37件 → R1：110件**）
- 女性に対する暴力が生まれる背景に女性の人権を軽視する傾向があるとの指摘（国連、2018）。
 - ・社会全体における男女の地位の平等感について国民の7割が「男性が優遇」と回答。性別による固定的な役割分担意識が存在（内閣府世論調査、2019）。
 - ・2019年「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は過去最低の順位（121位/153か国中）



現在及び将来にわたり子供たちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要。

取組の必要性

- ◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
（令和2年6月 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）
【教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】
（学校等における教育や啓発の内容の充実）
…工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料…等を、…関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、**令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。**…あわせて、**子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。**
- ◆「骨太方針2020」（令和2年7月18日閣議決定）
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、**教育・啓発等を強化**する。
- ◆すべての女性が輝く社会づくり本部における内閣総理大臣発言
（令和2年7月1日）
性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で、集中的に強化することを盛り込みました。…また、**性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していきます。**

事業概要

I 学校における生命（いのち）の安全教育推進事業 【委託：3箇所】

若年層を対象とした性被害・加害を未然に防ぐため、関係省庁や民間団体の協力の下、新たに性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を実施し、学校における実証を通じて指導方法の他、関係機関との連携含めた指導の充実を図る取組等に関する指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開を図る。（小・中・高校対象）

- 【令和3年度】教育機関における実証を通じた指導モデルの作成
- 【令和4年度】指導モデルを複数の他地域へ展開し、内容を改善
- 【令和5年度】全国の小中高の各学校において教育の開始

III 研究協議会の設置【直轄、委託：1箇所】

事業評価・分析を行う有識者会議の運営及び事業成果を一体的に全国へ発信し共通の課題について議論する協議会を開催。

II 学校と地域で育む男女共同参画促進事業（委託）

- ①関係機関・団体の連携の下、小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める指導教材を作成。（小・中学生対象）【委託：2箇所】
 - 【令和3年度】児童生徒を対象とした指導教材の作成
 - 【令和4年度】指導教材の実証を通じて改善を図る
 - 【令和5年度】全国の小中学校への普及・展開を図る
- ②保護者等に対して、「無意識の思い込み」の解消等を目的とした意識啓発を実施。保護者への意識に関する調査研究やケーススタディを実施し、保護者自身、学校、社会教育施設や家庭教育支援で活用できる啓発資料を作成。【委託：1箇所】
 - 【令和3年度】調査研究の実施
 - 【令和4年度】啓発資料の作成
 - 【令和5年度】全国のPTAや関係するイベント、社会教育施設等での普及開始